

日本学生支援機構奨学金

2024年3月に貸与終了予定の皆さんへ

各種手続きの届出期限について

下記の手続きを希望する方は、届出（書類の作成）が必要ですので、奨学金窓口（共通教育棟1号館1階）へお越しください。なお、人的保証の方は、連帯保証人と保証人の署名・押印、印鑑登録証明書の提出が必要になる場合がありますので、早めの来室をお願いします。

1. 貸与月額の変更

貸与月額の増額又は減額ができます。

手続き期限 2023年12月15日（金） 厳守

2. 第二種奨学金の期間延長

留学、病気、被災、長期履修生を理由に卒業延期する場合は、貸与期間を延長できます。

手続き期限 2023年12月15日（金） 厳守

※大学院の長期履修生は上記取扱いとは異なります。今年度内に奨学係までお問い合わせください。

3. 「人的保証」から「機関保証」への変更

「連帯保証人」又は「保証人」が死亡や破産等のやむを得ない理由により保証ができず他者を選任できない場合は、「機関保証（保証料を支払うことで保証機関が連帯保証する制度）」へ変更必須です（保証料をまとめて支払う必要があります）。

なお、「機関保証」から「人的保証」への変更はできません。

手続き期限 2023年11月24日（金） 厳守

4. 第二種奨学金「利率算定方法」の変更

第二種奨学生対象「利率算定方法（利率固定方式又は利率見直し方式）」の変更ができます。

手続き期限 2023年11月24日（金） 厳守

5. 第一種奨学金「返還方式」の変更

2017年以降に採用された第一種奨学生対象（奨学生番号が「617」から始まる者）は「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」の変更手続きができます。

なお、人的保証選択者で「所得連動返還方式」へ変更希望する場合は、機関保証への変更が必要です。

手続き期限 2023年11月24日（金） 厳守



学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）

電話：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp